

第29回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年11月11日(水) 午後2時から午後2時48分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁(3階)

3. 出席した農業委員(10人)

会	長	14番	前川正人						
委	員	2番	唯野哲夫	3番	目黒正一				
		5番	佐藤雄一	7番	丹野義基				
		9番	岩本一夫	10番	後藤義昭				
		11番	山田秀晴	12番	武島竜太				
		13番	佐藤陽子						

4. 出席した農地利用最適化推進委員(10人)

中村地区	荒徳吉	八幡地区	伊東一夫
山上地区	伊東登	飯豊地区	遠藤和則
大野地区	大和田義一	磯部地区	海月裕真
日立木地区	桑折好行	八幡地区	佐藤辰雄
大野地区	杉健一	飯豊地区	堀川馨

5. 欠席した農業委員(1人)

6番 三國実加

6. 欠席した農地利用最適化推進委員(2人)

玉野地区 島信文 中村地区 渡部一義

7. 遅参した農業委員(0人)

8. 遅参した農地利用最適化推進委員(2人)

山上地区 伊東登 日立木地区 桑折好行

9. 農業委員会事務局職員

事務局長	四栗和広
事務局次長兼農業振興係長	渡部賢治
事務局農地係長	佐々木国秀
事務局主事	芳賀純平

10. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 専決処分について

- (1) 時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定の登記事案調査について

報告第2号 報告事項について

- (1) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について
- (2) 農地転用許可に係る工事完了報告について
- (3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 現況確認証明申請について

議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第5号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書(案)について

議案第6号 相馬市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の変更について

1 1. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻になりましたので、全員ご起立を願います。
 一同「礼」。着席願います。

議 長 本日は、第29回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼を申し上げます。

 それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第29回相馬市農業委員会総会を開会いたします。

 本日の欠席の届出は、農業委員6番三國実加委員、農地利用最適化推進委員島信文委員、渡部一義委員。続いて、遅参の届出は、農地利用最適化推進委員伊東登委員、桑折好行委員であります。

 日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。
 局長。

事務局長 それでは、私のほうから、先月総会日以降の諸般について、ご報告申し上げます。10月12日月曜日ではありますが、総会後に農業振興委員会を開催しております。農業振興委員会では、農地等利用最適化推進施策に関する意見書案について協議しております。10月15日木曜日ではありますが、玉野公民館において、農地法・農振法についての打合せ会を開催し、後藤委員、島委員、係長が出席しております。10月20日火曜日ではありますが、農業委員・農地利用最適化推進委員の募集受付が開始され、11月19日木曜日まで、1ヶ月間の募集期間となっております。10月26日月曜日ではありますが、杉妻会館において、福島県農業会議第32回理事会及び第56回常設審議委員会が開催され、会長が出席しております。10月29日木曜日ではありますが、議案を配布させていただいております。11月5日木曜日ではありますが、本日の総会に向けて、現地調査を行っております。なお、10月29日、閉会中の市議会産業建設常任委員会が開催されましたので、併せてご報告申し上げます。報告は以上でございます。

議 長 次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。3番目黒正一委員、5番佐藤雄一委員、ご両名を指名いたします。

次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

次に日程第4、議事に入ります。報告第1号専決処分についてを議題といたします。(1)時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定の登記事案調査について、事務局より説明を求めます。事務局。

事務局

報告第1号専決処分について、ご説明申し上げます。(1)時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定の登記事案調査について、時効取得を原因とする登記申請が行われたため、福島地方法務局相馬支局登記官から通知がありました。通常、耕作目的で農地の所有権移転をする場合は、農地法第3条申請を提出し、許可を得る必要がありますが、時効取得については、農地を相続する場合と同様、民法の規定により所有権が移転されます。備考欄に民法第162条第1項の条文を記載しておりますので、ご確認いただきたいと思っております。

それでは、1番案件についてご説明いたします。令和2年10月23日に、13番佐藤陽子委員と事務局で、登記権利者及び登記義務者から事実関係の聴取をしたところでございます。今般、登記義務者から登記権利者へ所有権を移転するもので、占有の経過につきましては、議案書に記載のとおりでございます。調査の結果、登記権利者が20年間、所有の意思をもって平穏かつ公然と他人の農地を占有、管理しており、農地に係る時効取得の要件を満たしていることを確認いたしました。事務局の説明は以上でございます。

議 長

質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長

質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、報告第2号報告事項についてを議題といたします。(1) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について、(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

報告第2号報告事項について、事務局よりご報告いたします。
(1) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、今月は2件の報告を受理いたしました。概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。(2) 農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は19件の報告を受理いたしました。概要につきましては議案書記載のとおりでございます。(3) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は3件の届出を受理いたしました。権利取得事由につきましては、いずれも相続による農地の取得となっており、農業委員会によるあっせん等の希望はございません。なお、今報告事項における完了報告の提出が多い理由につきましては、9月末に事務局より、工事完了予定日が経過したにも関わらず、工事完了報告の提出が無かった転用事業者に対して、工事完了報告の提出の催促通知をしたことによることも併せてご報告申し上げます。事務局からの説明は以上でございます。

議長

質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長

質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。地区担当委員より調査の報告を願います。番号1番について、2番唯野哲夫委員願います。

2番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご報告申し上げます。1番案件ですが、申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。去る11月5日に、10番委員、11番委員、12番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに現地調査を行いましたので、その結果をご報告申し上げます。権利の

設定内容は、所有権の移転（贈与）になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書に記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを、現地調査により確認いたしました。よって、許可基準第1号、第4号については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号農地所有適格法人要件についてであります。譲受人は個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号信託契約の有無についてであります。議案書に記載のとおり該当ありません。次に、許可基準第5号下限面積要件については、譲受人の経営農地は、50アール以上であり、要件を満たしております。次に、許可基準第6号借入地の転貸、質入れの有無についてであります。譲受人に借入地の転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件であります。議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。よって、許可相当であると判断いたしました。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。また、この案件についてであります。11月3日に本人に会って聞き取り調査をしております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上でございます。

議 長 続いて、番号2番、3番について、地区担当委員より調査の報告をお願いします。13番佐藤陽子委員をお願いします。

13番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、2番案件、3番案件について、関連がありますので、一括してご報告申し上げます。去る11月1日に2番案件、3番案件の申請人、お二人を訪問し、聞き取りを行っております。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。去る11月5日に、10番委員、11番委員、12番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに、現地調査を行いましたので、結果を報告いたします。権利の設定内容は、お互いに所有権の移転（交換）になります。2番案件及び3番案件の譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書に記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを、現地調査により確認してまいりました。よって、許可基準第1号、第4号については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号であります。譲受人

は個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号についてですが、議案書に記載のとおり該当ありません。次に、許可基準第5号については、譲受人の経営農地は、50アール以上であり、要件を満たしております。次に、許可基準第6号についてですが、譲受人に転貸の事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件であります。議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はありません。よって、許可相当であると判断いたしました。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上でございます。

議 長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、2番案件及び3番案件について事務局より補足いたします。

こちらの申請は、お互いの所有農地を交換するものとなっております。また、同じ種類の固定資産を交換した場合、譲渡所得税が課税されない、固定資産の交換の特例を受けることができることも併せて申し上げます。事務局からの補足説明は、以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定

による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について、説明を求めます。事務局。

事務局 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容等をご説明申し上げます。

1番案件ですが、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、農業用倉庫、通路拡張用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から10ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転(売買)になります。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりでございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。以上でございます。

議長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。10番後藤義昭委員をお願いします。

10番 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件について、去る11月5日に、11番委員、12番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を行いましたので、担当委員を代表して調査結果を報告いたします。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりであります。転用後の用途は、農業用倉庫・通路拡張用地であります。権利の内容は、所有権の移転(売買)であります。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周囲を山林、宅地等で囲まれた概ね10ヘクタール未満の小集団農地であり、その他の農地であることを現地調査で確認し、第2種農地と判断いたしました。許可基準第2号の申請地以外での事業可否については、自宅に隣接した用地が必要なため、他の場所では不可能と判断いたしました。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの方策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。以上のことから、許可相当と判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第5条の規定
による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号現況確認証明申請についてを議題といたしま
す。調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願いま
す。11番山田秀晴委員、お願いします。

11番 議案第3号現況確認証明申請について、1番案件から3番案件
までの3件についてご報告申し上げます。去る11月5日、10番
委員、12番委員、事務局とともに現地調査を行いました。申請地
は、議案書に記載のとおり、現況は1番案件、2番案件は、ともに
山林、3番案件は、原野と判断いたしました。よって、申請地目の
とおり、証明書を交付することが妥当であると判断しました。以上
報告いたします。

議 長 次に、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特にございませぬ。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号現況確認証明申請については、委員報告のとおり証明することに決せられました。

次に、議案第4号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から番号21番までの21件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第4号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、事務局よりご説明いたします。参考資料と赤字で書かれた資料の裏面をご覧ください。こちらは農林水産省通知における非農地判断手続きの流れを図解で示したものになります。こちらの図の赤枠で囲まれた「農地」に該当するか否かの判断という箇所について、これから議決していただく訳ですが、判断の流れといたしましては、毎年農業委員会で実施している利用状況調査にて、農地としての復旧が困難及び耕作が難しい農地、いわゆるB分類農地として判断された農地について、所有者の方に対し非農地判断を行う旨の事前通知をさせていただきます。その後、農業委員会で対象地の現地調査を行い、総会にて「農地」に該当するか否かの判断について議決をしていただきます。なお、農地に該当するか否

かの判断基準につきましては、現況確認証明申請と同様の判断基準となっております。次に、非農地と判断された土地につきましては、土地所有者に対して「非農地通知書」を交付するとともに、法務局へ「非農地通知一覧表」を送付することとされています。それでは、資料を裏返していただき、参考資料と赤字で書かれた資料を表にしてご準備ください。事務局からの説明は以上でございます。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。12番武島竜太委員をお願いします。

12番 議案第4号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、去る11月5日、10番委員、11番委員、事務局2名とともに現地調査を実施しましたので、その結果を報告いたします。番号1番から番号21番までを、順に読み上げます。1番を山林、2番から5番までを原野、6番から8番までを山林、9番及び10番を原野、11番から21番までを山林と判断いたしました。よって、すべて非農地であると判断いたしました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、委員報告のとおり「非農地」と判断することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については、委員報告のとおり「非農地」と判断することに決せられました。

次に、議案第5号農地等利用最適化推進施策に関する意見書(案)についてを議題といたします。農業振興委員会委員長より説明をお願いします。佐藤雄一農業振興委員会委員長お願いします。

農業振興
委員長

それでは、議案第5号農地等利用最適化推進施策に関する意見書(案)についてご説明いたします。先月の総会終了後に、農業振興委員会を開催し、農業委員会としての意見書(案)を取りまとめましたので、議案書の16ページから19ページをご覧いただきたいと思います。農業を取り巻く状況が一層厳しさを増す中、意見書の項目として、項目1、農地・農業用施設災害の早期復旧について、項目2、耕作放棄地の発生防止・解消策について、項目3、担い手の育成・支援について、項目4、農業生産基盤の整備について、項目5、有害鳥獣対策の強化について、以上の5項目を市長に提出する意見書(案)としてまとめさせていただきました。なお、字句等の整理は事務局にお願いしましたので、詳細については、事務局より補足説明をお願いいたします。以上です。

議 長

続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局

それでは、議案第5号農地等最適化推進施策に関する意見書(案)について、補足説明いたします。農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆さまから提出していただいたご意見を踏まえ、市の施策にぜひ取り入れて欲しい、喫緊の課題について、農業振興委員会と協議し、意見書(案)として取りまとめさせていただきました。

意見書の項目につきましては、農業振興委員会委員長報告のとおり、大きく5項目となります。意見書の項目を朗読いたしますので、議案書の16ページをご覧いただきたいと思います。

項目1番、農地・農業用施設災害の早期復旧について、令和元年東日本台風による豪雨により、本市においては、約650haの農地が冠水したほか、農地への土砂流入をはじめ畦畔や農道の崩落、農業用施設や農業機械の浸水など、大きな被害を受けており、早急な災害復旧への対応が求められています。①災害復旧事業の迅速化と作付け不可能な農地への支援策について、現在市内において、災害復旧事業が急ピッチで進められておりますが、被災により本年度作付けできなかった農地について、来年度から作付け可能となるよう、早急な復旧をお願いしたい。また、来年度も作付けがで

きない農地に対しては、農業者の生活安定と、耕作意欲の低下を招かぬよう、今年度と同様に、市の補償等による支援をお願いしたい。

次に項目 2 番、耕作放棄地の発生防止・解消策について、農地を相続した方が地元に住居していない、いわゆる不在地主が増加しており、農地を適正に管理するという意識の低さから、耕作放棄地の発生につながっています。また、高齢により草刈り作業もままならないが、地域に迷惑はかけられず、高い委託料を支払って、何とか農地の維持管理をしているという方も増加しています。解消面積を上回るスピードで新たな耕作放棄地が発生しており、所有者の自己責任だけでは解決できない状況にあります。耕作放棄地の増加は、病害虫の発生を助長させ、有害鳥獣の巣窟となるなど、周辺農地への影響が懸念され、実効性のある発生防止・解消策が求められています。①耕作放棄地解消に対する支援策について、耕作放棄地解消策として、山林化・原野化した農地の復元に係る市補助事業の創設や、地域で草刈りや耕うん作業等を実施する際の燃料代補助、景観作物等を植える際の種子代や肥料代の経費助成など、市独自の支援や助成制度を創設していただきたい。また、中山間地域等直接支払制度や遊休農地等保全対策支援事業等、国や県で実施している補助事業を分かりやすく情報提供し、地域の農業者が事業を活用できるよう、積極的なPRをお願いしたい。②所有者への適正管理指導について、農業委員会では農地パトロールを行い、耕作放棄地の発生防止、解消に努めていますが、市においても、農地所有者に対して管理意識の向上や適正管理指導の強化を図るとともに、耕作放棄地解消に向けて、実効性のある取り組みをお願いしたい。

続いて項目 3 番、担い手の育成・支援について、農業者の高齢化、後継者不足が深刻さを増し、人・農地プランの実質化において、担い手を確保することが困難な地域の発生も予測され、担い手の育成・確保は緊急かつ重要な課題であります。また、国が進める大規模化施策の一方で、小規模経営農家が設備の更新を機に廃業を考える状況にあります。定年帰農を含めた、シニア世代の就農や小規模経営等、多様な担い手も集落での共同活動を支える重要な存在であります。①新規就農者の育成確保対策について、市内に移住して新規に就農するには、農地だけでなく、住居の確保や家賃の支払い、栽培技術の習得や就農初期の不安定な収入等課題が多く、就農

意欲はあるものの、一步が踏み出せない状況にあります。市外からの新規就農希望者に対して、家賃補助や研修期間中の生活費支援、農地取得や農機具購入、リースに対する市独自の助成制度の創設など、新規就農者の育成・確保に向けた環境整備を図っていただきたい。②シニア世代、小規模経営農家等多様な担い手に対する支援対策について、国県補助事業の要件に該当しない、シニア世代の新規就農者や、小規模経営ながらも長期間の営農継続に意欲のある農家に対し、市独自に農業用施設や機械の導入、更新等を支援する助成制度を創設していただきたい。

次に項目4番、農業生産基盤の整備について、市内の農地は、基盤整備済みであっても、事業実施年度が早い地区を中心に、耕作不便な狭小区画、幅員の狭い農道、素掘りの土側溝が多数あり、農業者の労力負担が大きい状態となっております。また、担い手の農業機械の大型化に伴い、このような条件の悪い圃場では、借り手がなく、農地利用の集積・集約化が思うように進まない状況にあり、早急な基盤整備事業の実施が求められています。①基盤整備対策について、農地利用の集積・集約化を促進させるため、過去に基盤整備済みであっても、現在の実情に合わない狭小区画農地や土側溝の水路などについて、年次計画により再度の基盤整備実施を検討し、国県等に働きかけていただきたい。また、市においても事業実施に向けて、農地所有者の合意が得られるよう、土地改良区等と連携し、積極的に意見の調整をお願いしたい。②基盤整備事業に対する自己負担の軽減について、農地を相続した者が非農家であったり、地元に住まないケースが急増しており、基盤整備事業の実施に当たり、自己負担割合の高さから協力を得られず、結果として事業を断念せざるを得ない状況にあります。農地所有者の費用負担のない形で事業が可能な、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用した基盤整備事業の実施に向け、国県等へ働きかけをお願いしたい。

次に項目5番、有害鳥獣対策の強化について、有害鳥獣の農作物への被害対策については、電気柵の設置や箱ワナへのセンサー取付等、農作物の被害防止対策は年々充実してきています。しかし、イノシシ等の生息域は市内全域に拡大し、生息数も減少にいたっておらず、農業経営に著しい支障をきたしています。①箱ワナセンサー等捕獲設備の拡充について、捕獲用箱ワナによるイノシシ捕獲は、市が一定数の箱ワナを確保し、貸与しているところでありま

すが、生息域が拡大していることから、箱ワナの貸与数を増やすほか、効率的に捕獲するため、昨年導入した、箱ワナの動作を受信機に知らせるシステムの拡充や、赤外線センサーによる檻の開閉装置の導入等、捕獲設備の拡充を図っていただきたい。②ワイヤーメッシュ（金網）柵への助成について、ワイヤーメッシュ柵についても、農作物への被害防止の効果が認められることから、市内全域を対象とした助成制度の構築と、導入に向けた自己負担の軽減策を含め、積極的な取り組みをお願いしたい。

以上が、意見書の内容となります。なお、こちらの農地等最適化推進施策に関する意見書（案）であります。本総会でご議決いただければ、11月16日月曜日に農業委員会会長及び会長職務代理者、農業振興委員会委員長、同副委員長が市長と面談し、意見書を提出する予定となっております。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（ 「異議なし。」との声 ）

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）については、原案のとおり決せられました。

次に、議案第6号相馬市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の変更についてを議題としたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 それでは、議案第6号相馬市農業委員会農地移動適正化あっせ

ん基準の変更についてご説明いたします。議案書24ページからの新旧対照表と、別紙の議案第6号参考資料を使ってご説明いたします。お手元にご準備いただければと思います。

まず、参考資料をご覧ください。相馬市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の変更について、まず変更の趣旨でございますが、令和2年3月26日付で国の農地移動適正化あっせん基準事業要領が一部改正されており、今回、改正に沿った形での文言等の変更をするものであります。

また、農業経営基盤強化促進法に基づく市町村の基本構想が変更されております。こちらは、去る8月の農業委員会総会において、基本構想の変更について、市から意見を求められ、議案として取り扱った案件ですので、記憶に新しいかと思えます。この基本構想の中で、別表として、営農類型ごとの経営指標、目標とする面積等ではありますが、こちらが変更となっております。これに沿った形で、経営面積等を変更するものでございます。

主な変更点として、法律の改正に伴う法人や団体名の変更、廃止された事業の削除、文言の整理、そして市基本構想の変更に伴う基準面積、経営面積の変更となっております。具体的には、1. 農地等の権利を取得させるべき者及びその者の農業を営む者についての要件では、①実施要領の改正に伴い、権利を取得させるべき者として、「農地保有合理化法人」、「農地利用集積円滑化団体」の文言を「農地中間管理機構」に改める。②農地法施行令の改正により、規定する条項を「第2条第2項第3号」に改める。③「農業生産法人」の文言を「農地所有適格法人」に改める。となっております。

新旧対照表で確認いたしますと、議案書24ページの上段から中段にかけて、下線が引いてある部分になります。現行「農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第8条第1項に規定する農地保有合理化法人及び同法第11条の2に規定する農地利用集積円滑化団体(以下「農地保有合理化法人等」という。)並びに」となっている部分を、変更後、「農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構及び」に改めます。

また、農地法施行令で現行「第1条の6第1項第4号の2に」となっている部分を、変更後「第2条第2項第3号に」に改めます。

さらに、現行「農業生産法人」となっている部分を、変更後「農地所有適格法人」に改めます。

参考資料に戻っていただいて、2. 農用地等の権利を取得させるべき者に対するあっせんの順位では、①実施要領の改正に伴い、農用地等の権利を取得させるべき者として、新たに「認定就農者」を加える。②「農地保有合理化法人」の文言を「農地中間管理機構」に改める。となっております。

新旧対照表では、同じく24ページの下段の部分になります。現行「空欄の下線」となっている部分に「又は認定就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定により認定を受けた者をいう）」を加え、また、現行「農地保有合理化法人」となっている部分を、変更後「農地中間管理機構」に改めます。

参考資料に戻っていただいて、3. 農地等の権利を取得させるべき農業を営む者が2人以上いる場合のあっせんの順位、4. 農業農村整備事業等との関連上必要と認められる事項では、それぞれ①事業の廃止及び実施要領改正に伴い、「経営体育成支援計画」「経営体育成支援事業」の文言を削除となっております。

新旧対照表では25ページ、現行「、経営体育成支援計画」を削除、「、経営体育成支援事業」を削除するものであります。

参考資料の別表1、基準面積、別表2、経営面積ですが、①、②にそれぞれ記載のとおり、作目並びに面積の数値を変更するものであります。

新旧対照表の25ページ、に記載のとおり変更するものでありますが、別表1につきましては、備考にあります作物を、市基本構想の営農類型に合わせ、「麦」を「大豆」に、「にら」を「トマト」に変更するものであります。

また、基準面積は、現行は2005年の農林業センサスを基に市内の販売農家の平均経営面積を算出し、それを基に算出しておりました。こちらを、直近2015年の農林業センサスに基づき、市内の販売農家の平均経営面積を基に算出した数値に変更するものであります。

新旧対照表の26ページ、別表2の経営面積については、別表1と同様に備考欄の作物名を市基本構想の営農類型に合わせ、「麦」を「大豆」に、「にら」を「トマト」に変更するとともに、経営面積の数値を市基本構想の経営指標（目標面積）を基に算出した数値に変更するものであります。

なお、変更後の全体の案文が議案書の21ページから23ページになります。ご確認をいただきたいと思えます。

また、こちらのあっせん基準につきましては、総会で議決後に、県へ申請を行い、認定を受けることとなります。説明は以上になります。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号相馬市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の変更については、原案のとおり決せられました。

以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日決定したことの取り扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。
以上をもちまして、第29回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会 長 前 川 正 人

議事録署名委員 3 番 目 黒 正 一

議事録署名委員 5 番 佐 藤 雄 一